

◎ よくある質問

問1 住居表示を実施するメリットは

答 住居表示実施地区の皆さんをはじめ、訪問する方にも分かりやすくなります。
(市民生活や経済活動の利便性が向上します。) ⇒1ページを参照ください。

問2 丁目(町名)の付け方は

答 本町1番14号の旧市役所に近い街区から蛇行式で順序よく付けます。
丁目の数は原則として9丁目以下とすることになっていますが、通常5丁目までが
適当と言われています。⇒2ページを参照ください。

問3 住居番号の決め方は

答 各街区ごとに西北の角を起点として右回りに10m間隔に区切り、基礎番号を付けます。
この基礎番号をもってその建物の住居番号と定めます。⇒3ページを参照ください。

問4 10m間隔に区切って行って、角で端数がでたらどうするのですか

答 5m未満は前の番号に含め、5mをこえるときは単独に番号をとります。

問5 ○町○番○号ということですが、その○号に欠番があるのはどういうことですか

答 住居番号は建物の入口により順序よく付けますが、空地や駐車場などには番号は
付けませんので欠番が生じます。また空地に建物を建てた場合には、市に「新築によ
る届出書」により届出をしていただき番号を付けます。この届出は建築確認申請とは
別ですのでご注意ください。

問6 住居表示実施後の本籍(戸籍)の表示

答 市で戸籍簿について書きかえを行い、「戸籍の本籍変更のお知らせ」を戸籍の筆
頭者あてに送付します。なお、ご本人が転籍届出をすることによって住居表示実
施後の街区符号(○番)をもって表示することもできます。⇒4ページを参照ください。

問7 元(住居表示実施前)の住所を使った場合、郵便物は配達されますか

答 市から郵便事業株式会社へ住居表示実施について連絡をしておりますので心配はいり
ません。1年間くらいは元(住居表示実施前)の住所の表示でも差し支えありません。

問8 住所変更通知用はがきは何枚もらえますか

答 50枚まで無料で差し上げます。⇒5ページを参照ください。

会社などで大量に私製はがきを作成される場合は事前に郵便事業株式会社に申請をし、承認を受けてから自費で印刷してください。3,000枚まで郵送料が無料扱いとなります。

問9 住居表示に関する証明書は交付してもらえますか

答 ○ 取扱場所について

市民課A1番窓口(市役所1階)、各地域自治センター、各地区市民センター、各出張所、岡本・田原事務所

○ 取扱日時について

- ・月曜～金曜(祝休日を除く)
- ・午前8時30分～午後5時15分まで

※ パンパ出張所では平日以外の土・日・休日も窓口業務を行っていますが、「住居表示変更証明書」の交付については月曜～金曜(祝休日を除く)午前10時～午後5時15分までです。

○ 申請について

各取扱場所に備付けの「証明書交付申請書」に記載の上、申請してください。

※ 申請する方の印鑑をご持参ください。

問10 法務局で街区符号をもとに土地の登記簿謄本の交付申請をしたところ「住居表示の番号なので、謄本が交付できない」と言われたのですが

答 土地の登記簿謄本を交付申請する際は、所有者に地番などをよく確かめてから申請してください。市では、住居表示実施以前の旧住所は調べることができますが地番などは調べることはできません。

問11 住居表示実施後、自治会などが複雑になるのではないのでしょうか

答 自治会などは、その地域の住民の皆さんにより自主的に運営されている組織ですから、たとえ町の区域や名称が変わっても、活動区域には影響はありません。従って、今までどおりで差し支えありません。

問12 住居表示実施後、通学区域は変更になるのですか

答 通学区域については変わりません。

ただし、その学校の児童・生徒数により決めておりますので、将来においては変更されることも考えられます。

問13 今までの状態ではなぜ分かりにくいのですか

答

- ・ 一筆の土地の大きさや形がさまざま、同じ番地の家が何軒もあつたり、数筆の土地にまたがり、どの番号を使うか分からない。
- ・ 土地の分筆や合筆などにより、多くの枝番、欠番、飛番が生じ、地番が順序よくならんでいない。

などがあげられます。

問14 住居表示が実施されることについて、住所変更の手続きなどの費用はどうなるのですか

答 住居表示は全国共通の事業として各自治体がそれぞれに実施していますが、親類、知人などにお知らせするための「住所変更通知用はがき」を郵便事業株式会社から提供を受け、各戸あてに送付します。

その他につきましては、誠に申し訳ございませんが、個人、法人においてその費用などをご負担いただきたいと思います。

問15 住居表示の決め方は

答 本市には、住居表示制度を円滑に実施するため、必要な意見を市長に述べる機関として宇都宮市住居表示等審議会があります。この審議会は、学識経験者・地域住民の代表・関係官公署の職員などから選ばれた委員で構成され、町の区域や町名をどのように決めるかなど、住居表示実施にあたって必要な事項について市長から諮問を受け、必要な調査や審議を行います。

市長は住居表示を実施する際には、審議会の意見を尊重し、さらに市議会の議決を経て決定します。

問16 住居表示のプレートを破損してしまった

住居表示設定の確認後、無料でお渡しします。

市民課企画グループへご連絡ください。

市街地の区域（住居表示を実施すべき区域）

No.	議決年月日	区 域 名	面 積 km ²	累計面積 km ²	全市面積比 (416.84km ²)
1	昭和38. 6. 21	市中心部	14.269	14.269	3.42%
2	40. 7. 17	戸祭町, 一ノ沢町, 西原町	0.538	14.807	3.55%
3	41. 6. 25	雀宮地区, 江曾島地区	3.346	18.153	4.35%
4	45. 10. 1	江曾島町	0.010	18.163	4.36%
5	47. 9. 28	今泉地区, 宮原町2丁目	3.705	21.868	5.25%
6	48. 3. 26	江曾島地区, 城南地区	1.886	23.754	5.70%
7	52. 3. 23	大曾町, 竹林町, 今泉町, 今泉新町	0.860	24.614	5.90%
8	52. 9. 20	西原町, 鶴田町, 西川田町	0.374	24.988	5.99%
9	55. 7. 2	今泉町	0.050	25.038	6.01%
10	56. 9. 5	若草町, 鶴田町, 緑4丁目	1.571	26.609	6.38%
11	58. 12. 23	雀宮町, 針ヶ谷町, 兵庫塚町	0.650	27.259	6.54%
12	59. 12. 21	雀宮町, 兵庫塚町, 西川田町, 他4町	2.219	29.478	7.07%
13	61. 12. 19	西川田町, 兵庫塚町, 山本町, 他6町	2.830	32.308	7.75%
14	63. 9. 21	西川田町, 築瀬町, 峰町, 他9町	3.280	35.588	8.54%
15	平成 3. 9. 20	山本町, 長岡町	1.220	36.808	8.83%
16	4. 9. 25	野高谷町, 刈沼町, 他3町	1.277	38.085	9.14%
17	6. 9. 27	横山町, 一ノ沢町, 他4町	2.449	40.534	9.72%
18	8. 3. 22	越戸町, 平出町	0.683	41.217	9.89%
19	9. 3. 24	石井町, 下平出町, 平出町	0.894	42.111	10.10%
20	12. 3. 24	西の宮町	0.260	42.371	10.16%
21	12. 9. 29	駒生町	0.001	42.372	10.17%
22	21. 6. 25	鶴田町	0.429	42.801	10.27%

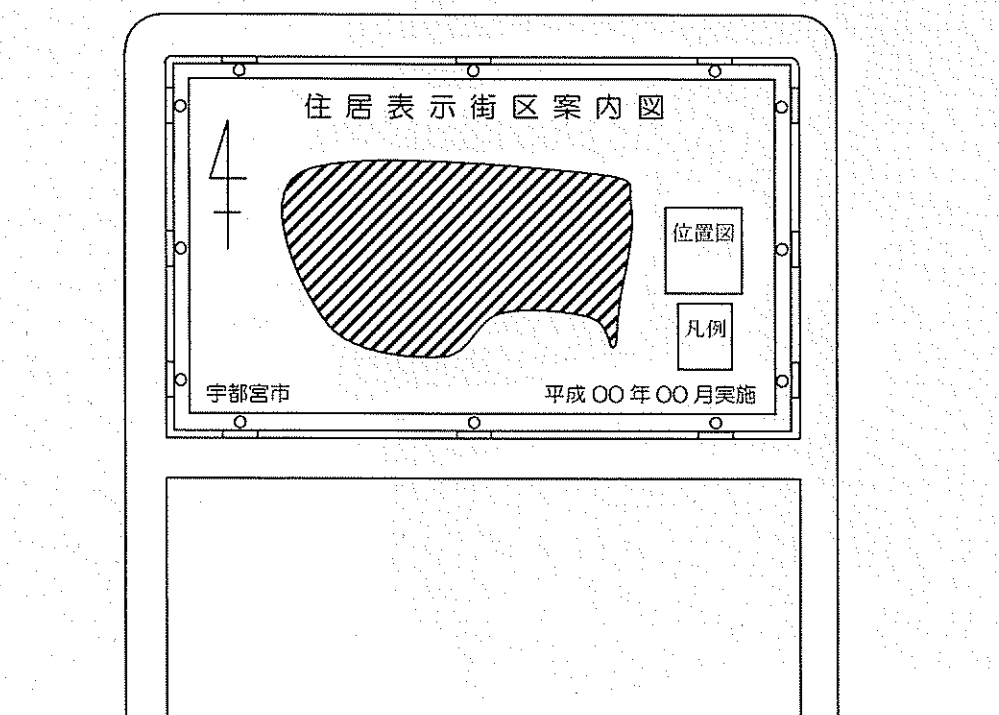
住居表示の実施状況

実施期日	関係した町の数	無くなった町の数	実施区域内の町の数			実施面積 [km ²]	累計面積 [km ²]	実施時 人口(約) [人]	実施時 世帯数(約) [世帯]
			新しい町	既存の町	計				
昭和 39. 9. 30	40	20	22	3	25 25	1.760	1.760	20,300	7,260
40. 9. 30	53	44	33	0	33 58	3.369	5.129	25,400	8,760
41. 9. 30	15	4	18	5	23 81	3.355	8.484	18,980	6,480
42. 9. 30	7	5	9	0	9 90	0.641	9.125	4,000	1,300
49. 1. 12	4	0	4	0	4 94	0.514	9.639	1,000	300
49. 4. 1	43	27	59	6	65 159	3.569	13.208	43,500	14,600
49.11. 1	3	0	5	0	5 164	0.600	13.808	1,630	500
53. 3. 1	2	0	2	0	2 166	0.234	14.042	1,600	400
53.10. 1	4	0	13	0	13 179	0.965	15.007	5,100	1,620
54.10. 1	7	1	4	0	4 183	0.927	15.934	4,350	1,500
55.11. 1	7	0	4	4	8 191	0.775	16.709	6,430	2,180
56.10. 1	1	0	9	0	9 200	0.819	17.528	6,870	2,300
57. 2. 1	4	3	5	0	5 205	0.320	17.848	2,850	1,120
58. 2. 1	4	1	10	0	10 215	1.406	19.254	9,920	3,380
59. 2. 1	8	0	0	5	5 220	0.985	20.239	4,907	1,681
60. 2. 1	6	0	5	3	8 228	1.119	21.358	6,702	2,291
61. 2. 1	7	0	5	3	8 236	1.531	22.889	7,510	2,305
62. 2. 1	10	0	6	4	10 246	1.853	24.742	9,060	2,660
63.10. 1	9	0	10	1	11 257	1.782	26.524	4,827	1,310
平成 元.10. 1	3	0	6	0	6 263	1.349	27.873	5,630	1,600
2.10. 1	7	0	7	0	7 270	1.308	29.181	14,110	4,750
4.10. 1	2	0	8	0	8 278	1.057	30.238	5,880	2,283
5.10. 1	2	0	7	0	7 285	1.145	31.383	7,300	2,650
6.10. 1	5	0	6	0	6 291	1.277	32.660	6,520	2,150
7.10. 1	1	0	3	0	3 294	0.439	33.099	2,450	700
8.10. 1	3	0	4	0	4 298	0.564	33.663	2,840	990
9.10. 1	2	0	7	0	7 305	0.683	34.346	6,500	2,300
10.10. 1	3	0	4	0	4 309	0.894	35.240	4,200	1,500
13.10. 1	2	1	2	0	2 311	0.260	35.500	1,850	640
18.10. 1	2	0	6	0	6 317	1.217	36.717	7,200	3,000
(21. 3. 28)	5	0	1	0	1 318	住居表示実施後の町名変更			
21.10. 3	4	0	2	0	2 320	0.261	36.978	1,260	560
22.10. 2	1	0	3	0	3 323	0.429	37.407	1,770	700

住居表示実施町名一覽

ア	明保野町	桜 1～5 丁目	西一の沢町	松が峰 1・2 丁目
	旭 1・2 丁目	さつき 1～3 丁目	西川田 1～7 丁目	松原 1～3 丁目
	池上町	三番町	西川田東町	操 町
	泉が丘 1～7 丁目	下河原 1 丁目	西川田本町 1～4 丁目	緑 1～5 丁目
	泉 町	下戸祭 1・2 丁目	西川田南 1・2 丁目	みどり野町
	一条 1～4 丁目	宿郷 1～3 丁目	錦 2・3 丁目	南一の沢町
	一の沢 1・2 丁目	宿郷 5 丁目	西大寛 1・2 丁目	南大通り 1～4 丁目
	一番町	城東 1・2 丁目	西の宮 1・2 丁目	南高砂町
	今泉 1～5 丁目	城南 1～3 丁目	西原 1～3 丁目	南 町
	今宮 1～4 丁目	昭和 1～3 丁目	二番町	峰 1～4 丁目
	駅前通り 1～3 丁目	新富町	八幡台	宮園町
	江曾島 1・2 丁目	新町 1・2 丁目	花園町	宮原 1 丁目
	江曾島 5 丁目	末広 1・2 丁目	花房 1～3 丁目	宮原 3～5 丁目
	江曾島本町	雀の宮 1～7 丁目	花房本町	宮 町
	江野町	住吉町	塙田 1～5 丁目	宮本町
	大曾 1～5 丁目	千波町	馬場通り 1～4 丁目	宮みらい
	大塚町	タ 大寛 1・2 丁目	針ヶ谷 1 丁目	陸 町
	大通り 1～5 丁目	台新田 1 丁目	東今泉 1・2 丁目	元今泉 1～8 丁目
	御蔵町	高砂町	東浦町	茂原 1・2 丁目
	小幡 1・2 丁目	滝の原 1～3 丁目	東宿郷 1～6 丁目	ヤ 八千代 1・2 丁目
カ	春日町	滝谷町	東宝木町	築瀬 1～4 丁目
	上戸祭 1～4 丁目	中央 1～3 丁目	東戸祭 1 丁目	大和 1～3 丁目
	川向町	中央 5 丁目	東塙田 1・2 丁目	山本 1～3 丁目
	河原町	中央本町	東原町	弥生 1・2 丁目
	菊水町	鶴田 1～3 丁目	日の出 1・2 丁目	陽西町
	北一の沢町	天神 1・2 丁目	兵庫塚 1～3 丁目	陽東 1～8 丁目
	北若松原 1・2 丁目	伝馬町	富士見が丘 1～4 丁目	陽南 1～4 丁目
	京 町	戸祭 1～4 丁目	富士見町	横田新町
	清住 1～3 丁目	戸祭元町	二荒町	横山 1～3 丁目
	清原台 1～6 丁目	ナ 中一の沢町	双葉 1～3 丁目	吉野 1・2 丁目
	越戸 1～4 丁目	中今泉 1～5 丁目	不動前 1～5 丁目	ラ 六道町
	五代 1～3 丁目	中河原町	星が丘 1・2 丁目	ワ 若草 1～5 丁目
	駒生 1・2 丁目	中久保 1・2 丁目	細谷 1 丁目	若松原 1～3 丁目
サ	幸 町	中戸祭 1 丁目	本 町	
	材木町	仲 町	本丸町	
	栄 町	西 1～3 丁目	曲師町	

住居表示は、特に、皆さんの日常生活に深いつながりをもつものでありますので、趣旨をご理解いただき、本事業が円滑に進められますよう今後とも特段のご協力をお願いします。



〈街区案内板〉

【お問い合わせ】

〒320-8540
宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 市民生活部 市民課 企画グループ
電話028-632-2263, 2274

平成22年10月改訂版